

一宮市市民活動支援センター 運営委託者募集要項

1 趣旨

一宮市では、市民活動の自主性・自立性を促し、さまざまな分野で活躍する市民活動団体を支援するとともに、市民活動に対する市民の理解及び関心を高め、市民活動の活性化及び促進を図ることを目的として、2004年に市民活動支援センター（以下「センター」という。）を開設しました。

2012年11月、iービル（尾張一宮駅前ビル）へ移転することを機にセンター運営を民間委託へと移行しており、現在の委託期間が2026年3月末日で終了します。

そこで、2026年4月以降、新たに運営業務を委託する団体を募集するものです。

2 施設の概要

- (1) 名 称：一宮市市民活動支援センター
- (2) 所 在 地：一宮市栄3丁目1番2号 iービル3階
- (3) 延床面積：407.9㎡
- (4) 施設内容：会議室（会議室A・会議室B・小会議室、会議室AとBは一体利用可能）、作業室、相談室、貸事務室、フリースペース、パソコン閲覧コーナー、執務エリア、ロッカー、メールボックス

3 開館時間・休館日

- (1) 開館時間：午前9時から午後5時まで
- (2) 休 館 日：月曜日、平日の祝休日、夏季（8月12日から15日まで）、年末年始（12月28日から1月4日まで）

4 委託期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで（1年間）

5 委託上限額

- (1) 委託料の上限

委託料の上限は次のとおりです。応募者はこの金額の範囲内で提案してください。

9,654,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

- (2) 委託料の支払い

委託料については、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、各月の業務終了後、請求に基づき支払います。

6 委託業務の基準

(1) 職員の配置及び勤務体制

- ① センターの設置目的を達成し、運営に支障がない職員の雇用配置及び勤務体制とすること
- ② 業務を遂行するため、本業務を熟知し、業務全体を統括する責任者 1 名を配置すること
- ③ 運営開始までの準備期間には、配置する職員に対して受付業務、端末操作等の研修を行い、運営業務の遂行に支障がないよう十分に備えること

(2) 関係法令の遵守

- ① 一宮市市民活動支援センターの設置及び運営に関する要綱
- ② 一宮市個人情報保護条例、一宮市長の保有する個人情報の保護等に関する規則
- ③ 一宮市情報セキュリティポリシー
- ④ その他関係法令（労務管理、安全衛生管理に関する各種法令等）

(3) 業務の一括委託の禁止

受託者は、受託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、受託業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 個人情報の取扱い

受託業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じ、職員に周知・徹底を図ること

(5) 守秘義務

受託者は、受託業務を行うにあたり、業務上知り得た事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用することはできない。委託期間が終了した後も同様とする。

7 委託業務の内容

- (1) センターの利用に関すること
- (2) センターの利用登録に関すること
- (3) 市民活動に係る相談に関すること
- (4) 市民活動に係る情報収集・発信に関すること
- (5) 市民活動に係る研修に関すること
- (6) 市民活動に係る交流に関すること

8 その他の業務

- (1) 事業計画書の作成
- (2) 事業報告書及び利用統計の作成
- (3) 利用者向けパンフレット等の作成
- (4) 利用者アンケートの実施
- (5) 共通駐車券、駐輪券の交付、管理
- (6) 各種記録簿や帳票の管理
- (7) 事前準備及び事務引継ぎ
- (8) 委託期間終了にあたっての引継業務

- (9) その他支援センターの目的を達成するための業務

9 応募資格

- (1) 法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とし、法人格の有無は問いません。
また、個人での応募はできません。
- (2) 令和 6・7 年度一宮市入札参加資格者名簿（物品等）に記載されていること、又は 2025 年 12 月末日までに記載されること
- (3) 欠格事項等

次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は応募できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者、または本市から指名停止を受けている者
- ② 会社更生法又は民事再生法の規定に基づき、更正又は再生手続の申立をしている者
- ③ 「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に規定する排除措置の対象となる者
- ④ 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法別表に掲げる「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を定款の特定非営利活動の種類に掲げていない者

- (4) 共同事業体による応募

サービスの向上又は効率的な運用を図る上で必要な場合は、複数の法人等が共同事業体を構成して応募することも可としますが、以下の事項に留意してください。

- ① 共同事業体の構成団体すべてが上記 (1)、(2) 及び (3) ①～③ の要件を、かつ、共同事業体の代表者が上記 (3) ④ の要件を満たしていること
- ② 同時に複数の共同事業体の構成団体になることはできません
- ③ 単独で応募した法人等が共同事業体の構成団体になることはできません

10 応募の手続き

- (1) 提出期間

2025 年 12 月 1 日（月）から 12 月 19 日（金）まで

- (2) 提出書類

- ① 企画提案書 ※「3 企画提案内容」は 15 ページ以内とします
- ② 共同事業体企画競争参加届出書（共同事業体での応募の場合のみ必要）
- ③ 共同事業体協定書兼委任状（共同事業体での応募の場合のみ必要）
- ④ 委託業務予算書
- ⑤ 定款、規約その他これらに類するもの
- ⑥ 提案書提出日の属する会計年度の事業計画書・予算書、及び前年度・前々年度の事業報告書・決算書

- (3) 提出方法

電子申請で必要書類を提出

専用の書類フォーム (<https://logoform.jp/form/Z3LR/1281516>) から送信
一宮市公式ウェブサイトリンクを掲載します。

(ページ I D1031017)

ファイルデータは Word または P D F ファイルで添付してください。

(4) 留意事項

- ①申請は1法人等につき1件とします。
- ②応募に要する費用は応募者の負担とし、提出した書類は返却しません。
- ③提出した書類は運営委託者の選定以外の目的では使用しません。ただし、一宮市情報公開条例に定める非公開情報を除き、公開の対象となります。

11 選定方法

選定は、書類審査とプレゼンテーション審査を行い、提出のあった企画提案の中から最優秀企画案を1点選定し、その提案者を運営委託者候補とします。

なお、最優秀企画案として選定された企画案の評価が著しく低い場合は、この募集に基づく運営委託者の選定を行わない場合もあります。

(1) 審査会

学識経験者、NPO実践者、市職員で構成される審査会において審査します。

(2) プレゼンテーション審査

非公開で実施し、1法人等につき出席者3名までで、プレゼンテーション15分、審査員による質疑応答10分を予定しています。

プレゼンテーションは口頭にて行うものとし、必要に応じ、プロジェクター等を使用して補足説明をすることも可能とします。スクリーンは本市が準備するが、その他のパソコン等の必要な機材は提案者側で準備すること。なお、順序は企画提案書の受付順とし、日時等の詳細は後日連絡します。

(3) 審査基準及び配点

①支援センター運営に対する考え方（20点）

- ・市の趣旨との整合性
- ・利用促進のための工夫
- ・提供するサービスの公正性・公平性
- ・市や各ステークホルダーとの協働に対する考え方

②市民活動への精通性・専門性（20点）

- ・市民活動やボランティアに対しての理解度
- ・相談への対応能力

③通常運営や各種講座等の遂行能力（25点）

- ・人員配置の妥当性
- ・講座の企画内容とその実現可能性
- ・交流会の企画内容とその実現可能性

④情報収集・発信能力（15点）

- ・市民活動に関するイベントや助成金情報等の収集・発信能力
- ・情報誌の作成能力
- ・センターウェブサイトの作成・運営能力

⑤団体の実績及び能力（10点）

- ・支援センター業務委託や講座の企画運営等の過去の実績

⑥費用の妥当性（10点）

- ・費用積算の単価・根拠等の妥当性（※ 金額の多寡ではありません）

12 選定スケジュール

公募説明会	11月26日（水）午後2時から
企画提案書受付	12月1日（月）から12月19日（金）まで
プレゼンテーション審査	1月下旬（予定）
選定結果公表	1月下旬（予定）
委託契約締結	2月下旬（予定）

（問い合わせ先）

一宮市総合政策部市民協働課 担当：堀田

電 話 | 0586-23-8883（市民活動支援センター）

メー ル | shiminkyodo@city.ichinomiya.lg.jp